

議案第 8 号

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第3条の2 プラザの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第3条の3 プラザの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

（施設の利用時間）

第4条の2 前条各号の施設の利用時間は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（1）市民活動支援センター 午前9時から午後9時30分まで

（2）子育て支援センター 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで及び土曜日の午前9時から正午まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

（3）多目的ホール 午前9時から午後9時30分まで

第18条第1項中「第7条」を「第3条の2ただし書及び第3条の3ただし書中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第4条の2ただし書中「市長が特に必要があると認めるときは、これを」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、第1号及び第3号に定める時間を」と、第7条」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。